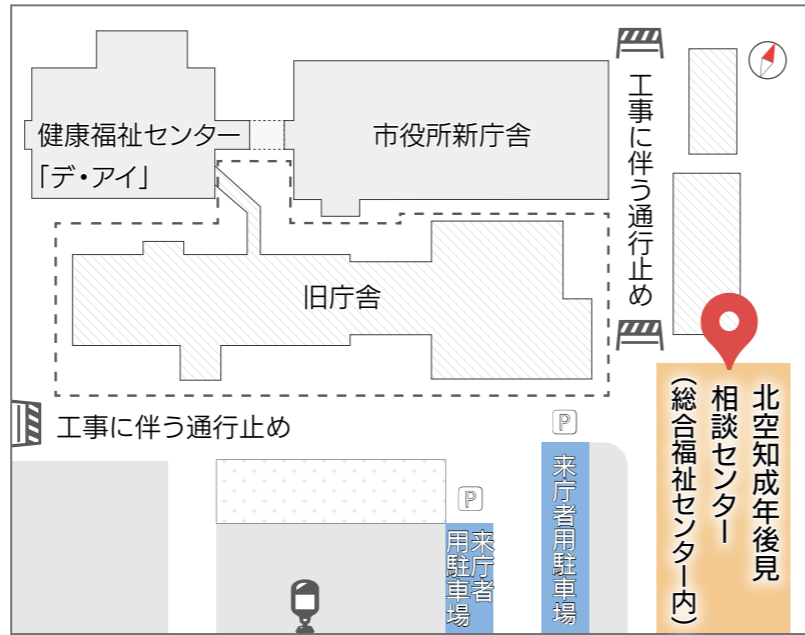


❶ 問合せ先・位置図

北空知成年後見相談センター (社会福祉協議会)

所在地 3条18番36号
(総合福祉センター内)
電話番号 26-2411
ファックス 22-1443
開設時間 午前8時45分～午後5時15分
(土・日・祝・年末年始を除く)



❷ 成年後見制度とは・・・

判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう、財産の管理やさまざまな契約などを本人に代わって支援する制度で「法定後見制度」「任意後見制度」の2つの種類があります。

法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方に対して、家庭裁判所で選任された成年後見人などが、本人の法的な代理人として保護・支援する制度です。本人の判断能力の程度や状況に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型があります。

◆ 支援内容

- ・ 介護サービスや施設入所、入院などの手続き
- ・ 通帳の保管や不利益な契約の取り消し
- ・ 定期的な訪問や見守り など

任意後見制度

判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や福祉サービスの利用契約など、自ら選んだ任意後見人に、支援してもらいたい内容をあらかじめ契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

任意後見契約は公正証書の作成による公正証書によって結ばれます。

※そのほか在宅で生活している高齢の方や障がいにより日常生活の判断に不安のある方に対して、生活支援員が福祉サービスを利用するための手続きや生活費の管理などの日常的な生活を支援する「日常生活自立支援事業」もありますので、自身の老後や家族の生活に不安がある方は相談してください。

出前講座

市の出前講座では、町内会やサロンなどで開催する集会に職員を講師として派遣しています。成年後見制度や日常生活自立支援事業の講座もありますので、ぜひこちらも利用してください。

申込方法は、生涯学習スポーツ課に備え付け、または市ホームページ(右記QRコード)からダウンロードした申込書を、出前講座の開催希望日の14日前までに提出してください(日時や会場に制限のある場合や、講師の都合で希望日に開催できない場合がありますので、事前に確認してください)。

【QRコード】



【問合せ先】生涯学習スポーツ課社会教育係(☎26-2343)



※成年後見制度の相談は、北空知各市町の窓口でも引き続き受け付けています。

北空知成年後見相談センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の相談や利用支援のほか、同制度の普及・啓発活動などに取り組んでいます。

◆ 相談・手続き

判断能力に不安がある方の生活や財産の管理などに関する困りごとについて相談に応じ、今後の方向性を一緒に考えます。また、成年後見制度などを利用するために必要な申し立て手続きも支援します。

◆ 広報・普及活動

成年後見制度などへの理解を深めるため、市民や関係団体を対象とした、講演会や研修会を実施します。

◆ 市民後見人の養成

市民後見人の養成やフォローアップ、活動支援を行います。市民後見人とは、親族や専門職以外の市民による後見人で、成年後見制度を利用している方に対し、身近な立場から支援する新たな担い手のことです。

—— こんな悩みありませんか？

障がいのある子どもの将来の生活が心配・・・
ひとり暮らしの親の認知症が進行しており、今後の生活が心配・・・
最近、物忘れがひどく、財産の管理や契約関係が心配・・・
成年後見制度について詳しく知りたい・・・

—— そんなときは相談してください

